平成２２年（フ）第１９９６号
北海道石狩市花川北７条３丁目43番地　エムオーハイツ103号
債務者　桐山　美樹（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３０号
札幌市北区北25条西13丁目５番12号　アーバン25―102号
債務者　上野　幹雄
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３１号
札幌市北区北25条西13丁目５番12号　アーバン25―102号
債務者　上野　和美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４１号
札幌市清田区美しが丘４条９丁目３番８号
債務者　伊東　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４６号
北海道江別市元江別872番地の20
債務者　岡田　能成
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５０号
北海道江別市中央町17番地の７　江別ロイヤルハイツ101号室
債務者　佐々木俊之
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５７号
札幌市東区北36条東10丁目２番15号　金沢マンション202号
債務者　鷲塚　新二
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６５号
北海道江別市元江別本町27番地の13　須知方
債務者　佐々木夏海
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７７号
札幌市北区西茨戸６条１丁目３番11号
債務者　庄子　　進
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０３号
北海道恵庭市島松寿町２丁目33番地の１市営住宅25号
債務者　今城　春子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０４号
札幌市西区二十四軒３条２丁目３番17―101号
債務者　長谷部　忍（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１０号
札幌市北区北32条西９丁目５番41号　コーポ玉城Ｄ棟202号
債務者　平尾　則章
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２５号
札幌市白石区菊水６条２丁目４番１号　ホワイトレグルス105号
債務者　黒滝　雅美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２９号
札幌市東区北19条東１丁目５番38号　コーポ青雲201号
債務者　中島美代子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４４号
札幌市東区北30条東９丁目２番18号　ルミエール北光301号
債務者　西川　深平
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１５７号
札幌市北区北28条西10丁目２番25号　第２有吉マンション６号
債務者　熊井チヱ子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１９６号
札幌市北区屯田11条３丁目１番６―105号
債務者　玉川佐奈江
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部